

第8 參 考 資 料

第8

1 徴税用機動力調

平成29年4月1日現在

所属	区分	普通自動車	軽自動車
東 部		5 台	19 台
徳 島		3	14
吉 野 川		1	4
自 動 車 税		1	1
南 部		0	4
西 部		0	6
税 務 課		0	0
計		5	29

2 県税収納機関数調

平成29年4月1日現在

局・庁舎等	区分	指定金融機関	指定代理金融機関	収納代理金融機関	ゆうちょ銀行 郵便局	計
東 部	48	46	102	129	325	
徳 島	42	40	88	104	274	
吉 野 川	6	6	14	25	51	
南 部	12	11	27	52	102	
西 部	10	6	23	49	88	
県 外	19	18	422	—	459	
計	89	81	574	230	974	

3 県民の租税負担額調

区分	年度	24	25	26	27	28
国 税	税 収 入 額(千円)	125,661,097	140,186,109	162,714,200	169,595,042	165,202,937
	1人当負担額(円)	161,961	182,097	213,012	224,411	220,216
	1世帯当負担額(円)	411,002	456,732	528,324	554,678	537,088
県 税	税 収 入 額(千円)	69,556,714	73,051,370	75,719,534	77,008,735	76,620,340
	1人当負担額(円)	89,650	94,891	99,126	101,899	102,135
	1世帯当負担額(円)	227,501	238,004	245,857	251,865	249,099
市町村税	税 収 入 額(千円)	101,553,139	101,587,026	104,164,358	99,092,166	99,212,538
	1人当負担額(円)	130,889	131,958	136,363	131,121	132,251
	1世帯当負担額(円)	332,152	330,975	338,216	324,091	322,548
計	税 収 入 額(千円)	296,770,950	314,824,505	342,598,092	345,695,943	341,035,815
	1人当負担額(円)	382,500	408,946	448,501	457,431	454,602
	1世帯当負担額(円)	970,655	1,025,711	1,112,396	1,130,634	1,108,735
人 口 (人)		775,871	769,844	763,873	755,733	750,185
世 帯 数 (世帯)		305,743	306,933	307,982	305,754	307,590

- (注) 1. 市町村税は国民健康保険料(税)を除いたものである。
 2. 人口及び世帯数は各年度10月1日現在の推計値である。
 3. 国税の税収入額は高松国税局調べによる。

4 平成28年度 利子割交付金交付状況

(単位:千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	36,409	上勝町	109	北島町	3,105
鳴門市	7,283	佐那河内村	186	藍住町	4,256
小松島市	4,336	石井町	2,809	板野町	1,362
阿南市	8,582	神山町	369	上板町	1,180
吉野川市	3,993	那賀町	748	つるぎ町	757
阿波市	3,337	牟岐町	359	東みよし町	1,364
美馬市	2,775	美波町	569		
三好市	2,496	海陽町	693		
勝浦町	475	松茂町	2,100	計	89,652

5 平成28年度 配当割交付金交付状況

(単位:千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	263,362	上勝町	796	北島町	22,484
鳴門市	52,524	佐那河内村	1,348	藍住町	30,812
小松島市	31,314	石井町	20,318	板野町	9,823
阿南市	62,087	神山町	2,664	上板町	8,518
吉野川市	28,832	那賀町	5,398	つるぎ町	5,459
阿波市	24,114	牟岐町	2,590	東みよし町	9,858
美馬市	20,080	美波町	4,108		
三好市	17,993	海陽町	5,007		
勝浦町	3,432	松茂町	15,138	計	648,059

6 平成28年度 株式等譲渡所得割交付金交付状況

(単位:千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	163,230	上勝町	492	北島町	13,952
鳴門市	32,354	佐那河内村	837	藍住町	19,130
小松島市	19,335	石井町	12,584	板野町	6,050
阿南市	38,489	神山町	1,641	上板町	5,248
吉野川市	17,797	那賀町	3,324	つるぎ町	3,355
阿波市	14,908	牟岐町	1,595	東みよし町	6,095
美馬市	12,448	美波町	2,532		
三好市	11,065	海陽町	3,085		
勝浦町	2,114	松茂町	9,317	計	400,977

7 平成28年度 地方消費税交付金交付状況

(1) 一般財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	2,849,791	上勝町	16,034	北島町	205,707
鳴門市	573,549	佐那河内村	18,339	藍住町	309,721
小松島市	378,299	石井町	226,728	板野町	127,510
阿南市	767,508	神山町	47,621	上板町	100,706
吉野川市	373,832	那賀町	81,843	つるぎ町	91,211
阿波市	309,356	牟岐町	41,553	東みよし町	125,106
美馬市	284,633	美波町	63,678		
三好市	272,327	海陽町	88,815		
勝浦町	48,411	松茂町	175,630	計	7,577,908

(2) 社会保障財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	1,808,056	上勝町	11,580	北島町	151,927
鳴門市	417,299	佐那河内村	16,950	藍住町	234,092
小松島市	274,707	石井町	178,066	板野町	95,615
阿南市	515,816	神山町	39,428	上板町	85,759
吉野川市	296,096	那賀町	61,528	つるぎ町	67,642
阿波市	264,701	牟岐町	31,583	東みよし町	102,618
美馬市	218,199	美波町	51,549		
三好市	197,253	海陽町	68,559		
勝浦町	38,379	松茂町	104,447	計	5,381,849

8 平成28年度 ゴルフ場利用税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	35,936	阿波市	34,386	神山町	16,552
鳴門市	49,003	美馬市	11,089	上板町	4,024
阿南市	25,228	三好市	11,134	計	187,352

9 平成28年度 特別地方消費税交付金交付状況

該当なし

10 平成28年度 自動車取得税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	94,232	上勝町	7,061	北島町	9,448
鳴門市	32,163	佐那河内村	7,552	藍住町	15,132
小松島市	15,685	石井町	13,984	板野町	13,123
阿南市	41,010	神山町	14,045	上板町	10,089
吉野川市	33,414	那賀町	14,213	つるぎ町	13,430
阿波市	37,321	牟岐町	3,968	東みよし町	15,730
美馬市	36,793	美波町	6,087		
三好市	38,995	海陽町	10,206		
勝浦町	7,337	松茂町	7,234	計	498,252

11 平成28年度 特別徴収義務者に対する交付金交付状況

(単位：円)

区分 局・庁舎	ゴルフ場利用税		軽油引取税	
	交付人員	交付額	交付人員	交付額
東 部	10	386,100	88	131,245,800
徳 島	8	313,900	84	129,510,100
吉 野 川	2	72,200	4	1,735,700
南 部	2	75,100	5	1,438,100
西 部	2	64,400	4	5,268,600
計	14	525,600	97	137,952,500

12 不均一課税及び課税免除の適用状況（減収補てん額）

(単位：千円)

区分 年度	新産区域内 不均一課税 課税 免除	低開発地域内 課税 免除	過疎地域内 課税 免除	農工地区内 課税 免除	リゾート地区 内課税免除	企業立地 課税免除	地方活力向上地 域内不均一課税	計
	不動産 取得税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	不動産 取得税	
55		1,744	6,519		480			8,743
56		4,760	12,786					17,546
57		136	5,489	205	174			6,004
58		2,588	10,353		358			13,299
59		3,251	1,884	468	106			5,709
60		19,274	15,493		108			34,875
61		1,858	38,239		261			40,358
62		38,929	9,010	3,617				51,556
63		18,355	31,870	3,830	36,632			90,687
元		4,801	42,028	1,048	23,663			71,540
2	9,443	6,173	33,138	921		645	89	50,409
3		10,085	30,728	12,060	15,518		462	68,853
4		21,481	34,145	4,062	30,888			90,576
5	39,209	8,155	16,698		59,635			123,697
6		861	13,256	38,168	27,971			80,256
7		9,098	10,140	10,305	51,437			80,980
8		24,029	12,819	21,833	59,811			118,492
9		897	495	2,973	50,725			55,090
10	30,310	616	8,430		51,912			91,268
11		6,893	3,978	1,371	1,192			13,434
12	104,294	46,931	34,832	2,937	447			189,441
13	28,913		54,143	3,347	458		124,068	210,929
14	557,806	35,469	54,419	18,964	2,063			668,721
15	38,272		17,485	5,169	1,230			62,156
16			3,117		657			3,774
17		1,893	2,122	589	2,468			7,072
18		1,900	8,252	2,179	570			12,901
19			1,692	7,927	7,103			16,722
20				2,941				2,941
21				477	119			596
22		△ 515			8,638	1,576		9,699
23				349				349
24				1,210				1,210
25				2,442			9,727	12,169
26				3,347	1,101		25,875	30,323
27					653		4,729	5,382
28							14,745	14,745
29				10,669	5,583			16,252

13 平成28年度都道府県税の決算見込額調

(単位:千円, %)

区分 都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 歩 合	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	28年度	27年度
総 額	18,014,893,779	99.9	18,421,368,360	100.2	18,114,030,540	100.5	98.3	98.1
北海道	602,492,088	102.7	616,561,191	102.0	603,841,498	102.4	97.9	97.5
青森県	142,552,583	101.6	145,275,772	101.5	142,908,659	101.7	98.4	98.2
岩手県	132,026,000	103.6	135,217,335	104.0	133,311,064	104.2	98.6	98.3
宮城県	313,530,000	102.2	318,461,410	101.9	313,821,455	102.2	98.5	98.3
秋田県	90,292,683	100.0	92,540,813	100.5	90,931,807	100.6	98.3	98.1
山形県	109,000,000	101.3	110,935,905	101.1	109,362,786	101.3	98.6	98.4
福島県	238,128,420	101.1	242,762,310	100.9	238,433,836	101.1	98.2	98.1
茨城県	366,303,665	100.2	375,155,979	100.1	368,016,619	100.5	98.1	97.7
栃木県	242,500,000	99.8	248,313,748	99.1	243,126,979	99.5	97.9	97.6
群馬県	250,000,000	102.7	256,256,683	102.3	251,546,192	102.6	98.2	97.9
埼玉県	760,400,000	101.8	790,570,775	101.7	770,022,378	102.2	97.4	96.9
千葉県	932,717,000	97.6	962,838,335	98.3	940,881,306	98.6	97.7	97.4
東京都	3,909,814,524	98.7	3,955,789,257	101.0	3,904,590,136	101.2	98.7	98.5
神奈川県	1,227,227,679	98.5	1,258,015,972	98.9	1,237,164,989	99.2	98.3	98.0
新潟県	270,006,000	99.4	273,581,544	99.3	270,536,905	99.4	98.9	98.8
富山県	138,760,000	100.2	142,559,212	100.0	139,763,212	100.0	98.0	98.0
石川県	147,515,473	103.6	153,032,764	102.5	149,882,366	102.9	97.9	97.6
福井県	108,968,025	100.2	111,301,513	98.9	109,519,857	99.1	98.4	98.2
山梨県	95,021,636	98.0	97,280,852	97.5	95,409,570	97.7	98.1	97.9
長崎県	230,132,340	101.7	233,580,471	101.2	230,278,934	101.4	98.6	98.4
静岡県	235,600,000	100.8	244,488,610	100.9	239,213,180	101.1	97.8	97.7
愛知県	488,200,000	100.7	499,309,720	100.1	490,330,810	100.4	98.2	97.9
三重県	1,257,800,000	100.9	1,284,729,850	101.1	1,266,346,156	101.3	98.6	98.3
滋賀県	241,099,000	99.0	246,354,688	97.8	242,372,567	98.0	98.4	98.3
京都府	156,140,000	100.9	162,239,879	101.4	158,411,511	101.6	97.6	97.4
大阪府	285,860,012	100.5	283,372,171	97.6	279,406,759	97.7	98.6	98.5
兵庫県	1,395,285,400	99.6	1,439,064,507	99.0	1,415,881,869	99.2	98.4	98.2
奈良県	701,827,000	98.2	720,402,196	98.6	707,431,137	98.8	98.2	98.0
和歌山县	114,500,000	99.0	118,521,260	98.7	115,498,758	99.1	97.4	97.0
	90,750,000	96.5	93,166,876	96.2	91,325,581	95.9	98.0	98.3
鳥取県	52,665,438	102.4	53,574,909	102.4	52,889,601	102.6	98.7	98.5
島根県	67,501,717	100.6	68,459,650	100.7	67,877,585	100.8	99.1	99.1
岡山県	232,545,137	95.8	238,987,317	97.8	235,041,150	98.1	98.3	98.1
広島県	343,618,040	100.5	354,368,907	101.2	348,071,867	101.4	98.2	98.0
山口県	172,393,282	98.3	176,688,753	98.4	174,194,345	98.5	98.6	98.5
徳島県	75,000,000	99.3	77,883,315	99.3	76,620,340	99.5	98.4	98.2
香川県	122,329,011	102.6	125,639,207	101.1	123,874,016	101.2	98.6	98.5
愛媛県	144,300,000	99.0	146,902,247	98.8	144,968,962	99.1	98.7	98.4
高知県	64,983,921	101.4	66,095,809	102.5	65,156,614	102.7	98.6	98.4
福岡県	630,256,714	101.4	645,835,176	101.2	633,992,990	101.5	98.2	97.9
佐賀県	83,893,000	102.8	85,771,165	101.6	84,701,501	101.8	98.8	98.6
長崎県	113,458,553	99.9	115,449,866	99.5	113,674,442	99.8	98.5	98.2
熊本県	149,740,365	94.4	154,886,275	95.4	151,784,613	95.5	98.0	97.9
大分県	123,076,000	102.2	125,092,377	101.7	123,151,841	102.2	98.4	97.9
宮崎県	97,730,000	103.3	100,257,146	103.0	98,737,248	103.3	98.5	98.2
鹿児島県	146,034,724	102.2	149,644,955	102.0	147,272,120	102.5	98.4	98.0
沖縄県	120,918,349	106.3	124,149,688	105.6	122,452,430	106.0	98.6	98.3

(注) 前年比及び収入歩合については、小数点以下第2位を四捨五入した。

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	個人道府県民税(均等割および所得割)			個人道府県民税(配当割)			個人道府県民税(株式等譲渡所得割)		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	5,122,068,934	4,888,780,890	95.4	128,159,786	128,159,787	100.0	76,512,589	76,512,589	100.0
北海道	171,391,740	163,063,806	95.1	2,018,140	2,018,140	100.0	1,218,240	1,218,240	100.0
青森	34,928,120	32,818,750	94.0	346,529	346,529	100.0	175,945	175,945	100.0
岩手	36,138,603	34,823,417	96.4	385,078	385,078	100.0	216,151	216,151	100.0
宮城	82,271,850	78,435,698	95.3	1,068,886	1,068,886	100.0	616,447	616,447	100.0
秋田	26,190,671	24,946,027	95.2	307,251	307,251	100.0	163,417	163,417	100.0
山形	32,277,819	30,944,881	95.9	447,962	447,962	100.0	230,945	230,945	100.0
福島	62,418,157	59,290,627	95.0	934,953	934,953	100.0	514,020	514,020	100.0
茨城	108,886,521	103,621,553	95.2	2,114,885	2,114,885	100.0	1,240,963	1,240,963	100.0
栃木	73,981,529	69,347,784	93.7	1,346,208	1,346,208	100.0	777,836	777,836	100.0
群馬	70,400,246	66,285,349	94.2	1,352,952	1,352,952	100.0	786,842	786,842	100.0
埼玉	312,947,559	294,657,083	94.2	6,838,665	6,838,665	100.0	4,168,065	4,168,065	100.0
千葉	279,571,720	261,099,242	93.4	6,583,875	6,583,875	100.0	4,290,020	4,290,020	100.0
東京	871,885,915	835,763,143	95.9	27,178,041	27,178,041	100.0	15,817,708	15,817,708	100.0
神奈川	462,563,618	446,798,863	96.6	11,732,020	11,732,020	100.0	7,252,343	7,252,343	100.0
新潟	69,547,444	67,072,502	96.4	1,312,506	1,312,506	100.0	780,396	780,396	100.0
富山	38,950,187	36,905,179	94.7	1,051,855	1,051,855	100.0	523,018	523,018	100.0
石川	41,859,153	39,549,903	94.5	825,972	825,972	100.0	514,560	514,560	100.0
福井	27,743,439	26,242,387	94.6	683,239	683,239	100.0	408,431	408,431	100.0
山梨	28,909,018	27,535,939	95.3	554,537	554,537	100.0	324,783	324,783	100.0
長野	70,299,994	67,683,614	96.3	1,394,424	1,394,424	100.0	814,778	814,778	100.0
岐阜	73,518,839	69,735,567	94.9	1,662,305	1,662,305	100.0	976,278	976,278	100.0
静岡	147,061,456	139,509,648	94.9	3,169,800	3,169,800	100.0	2,407,820	2,407,820	100.0
愛知	347,564,718	332,716,944	95.7	10,995,677	10,995,677	100.0	5,692,847	5,692,847	100.0
三重	68,263,442	65,053,884	95.3	1,775,811	1,775,811	100.0	1,043,643	1,043,643	100.0
滋賀	52,644,765	50,260,815	95.5	1,146,251	1,146,251	100.0	737,691	737,691	100.0
京都	95,069,874	92,533,540	97.3	3,188,616	3,188,616	100.0	1,876,875	1,876,875	100.0
大阪	334,362,882	319,978,919	95.7	10,756,298	10,756,298	100.0	6,352,741	6,352,741	100.0
兵庫	224,238,557	213,615,297	95.3	7,999,458	7,999,458	100.0	5,016,463	5,016,463	100.0
奈良	49,570,117	47,566,362	96.0	2,237,788	2,237,788	100.0	1,162,686	1,162,686	100.0
和歌山	28,814,602	27,686,111	96.1	1,003,742	1,003,742	100.0	499,716	499,716	100.0
鳥取	15,885,428	15,327,693	96.5	339,697	339,697	100.0	200,379	200,379	100.0
島根	19,710,920	19,292,304	97.9	334,521	334,521	100.0	218,726	218,726	100.0
岡山	64,320,313	61,229,580	95.2	1,682,440	1,682,440	100.0	1,131,190	1,131,190	100.0
広島	106,065,185	101,455,272	95.7	2,374,364	2,374,364	100.0	1,301,668	1,301,668	100.0
山口	45,499,615	43,514,868	95.6	979,286	979,286	100.0	587,803	587,803	100.0
徳島	23,029,723	22,036,655	95.7	1,091,254	1,091,254	100.0	675,445	675,445	100.0
香川	32,991,467	31,649,593	95.9	1,086,744	1,086,744	100.0	524,632	524,632	100.0
愛媛	40,794,389	39,325,867	96.4	945,123	945,123	100.0	623,065	623,065	100.0
高知	20,619,556	19,947,421	96.7	403,772	403,772	100.0	237,832	237,832	100.0
福岡	174,835,175	166,049,897	95.0	3,328,701	3,328,701	100.0	2,214,497	2,214,497	100.0
佐賀	23,471,822	22,685,971	96.7	337,724	337,724	100.0	221,961	221,961	100.0
長崎	38,507,819	37,024,492	96.1	529,718	529,718	100.0	309,345	309,345	100.0
熊本	49,684,207	47,121,140	94.8	693,466	693,466	100.0	503,422	503,422	100.0
大分	33,271,524	32,048,500	96.3	460,968	460,968	100.0	303,790	303,790	100.0
宮崎	29,140,424	27,908,143	95.8	365,435	365,435	100.0	270,756	270,756	100.0
鹿児島	43,645,086	41,818,977	95.8	461,726	461,726	100.0	326,607	326,607	100.0
沖縄	36,323,726	34,801,684	95.8	331,123	331,124	100.0	259,803	259,803	100.0

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	758,404,418	753,461,505	99.3	44,451,352	44,451,375	100.0	203,823,831	197,960,698	97.1
北海道	19,059,921	18,866,114	99.0	1,340,740	1,340,740	100.0	4,860,111	4,565,415	93.9
青森県	3,883,044	3,866,933	99.6	330,051	330,051	100.0	958,489	936,211	97.7
岩手県	5,093,571	5,081,584	99.8	262,811	262,811	100.0	1,266,962	1,230,446	97.1
宮城県	13,394,267	13,358,379	99.7	505,429	505,429	100.0	3,363,772	3,272,831	97.3
秋田県	3,236,413	3,217,210	99.4	272,470	272,470	100.0	791,539	772,038	97.5
山形県	3,865,125	3,844,025	99.5	359,469	359,469	100.0	1,099,400	1,068,519	97.2
福島県	8,734,048	8,670,866	99.3	446,885	446,885	100.0	2,609,145	2,494,654	95.6
茨城県	12,844,849	12,775,829	99.5	642,963	642,963	100.0	3,152,618	3,014,084	95.6
栃木県	9,856,450	9,813,380	99.6	432,602	432,602	100.0	2,010,088	1,946,751	96.8
群馬県	12,661,649	12,634,805	99.8	528,014	528,014	100.0	1,988,047	1,907,232	95.9
埼玉県	25,105,298	24,990,801	99.5	1,871,831	1,871,831	100.0	12,821,267	12,494,278	97.4
千葉県	23,257,963	23,099,304	99.3	1,646,641	1,646,641	100.0	8,031,802	7,739,070	96.4
東京都	225,988,722	223,401,066	98.9	8,122,868	8,122,874	100.0	51,277,918	50,259,215	98.0
神奈川県	38,947,941	38,928,369	99.9	2,557,896	2,557,913	100.0	18,659,821	18,238,546	97.7
新潟県	9,030,636	9,004,341	99.7	630,471	630,471	100.0	2,203,651	2,108,174	95.7
富山県	5,002,014	4,984,056	99.6	373,454	373,454	100.0	1,260,403	1,170,487	92.9
石川県	6,556,592	6,511,203	99.3	331,271	331,271	100.0	1,663,759	1,457,792	87.6
福井県	3,840,547	3,817,190	99.4	281,834	281,834	100.0	915,235	883,673	96.6
山梨県	4,283,465	4,255,233	99.3	287,805	287,805	100.0	1,019,700	993,500	97.4
長野県	9,067,507	9,027,130	99.6	607,674	607,674	100.0	1,856,140	1,784,326	96.1
岐阜県	8,588,238	8,498,781	99.0	875,097	875,097	100.0	2,686,309	2,541,829	94.6
静岡県	16,637,517	16,572,086	99.6	1,318,433	1,318,433	100.0	5,722,301	5,546,088	96.9
愛知県	59,968,563	59,927,528	99.9	3,247,819	3,247,819	100.0	13,726,360	13,345,641	97.2
三重県	7,940,513	7,902,983	99.5	818,932	818,932	100.0	2,178,176	2,138,579	98.2
滋賀県	6,496,404	6,457,112	99.4	511,811	511,811	100.0	1,458,427	1,396,892	95.8
京都府	11,124,721	11,058,610	99.4	978,179	978,179	100.0	3,979,407	3,887,246	97.7
大阪府	69,373,143	69,028,441	99.5	4,036,148	4,036,148	100.0	15,236,767	14,857,679	97.5
兵庫県	22,010,883	21,888,867	99.4	2,274,374	2,274,374	100.0	7,175,131	6,959,333	97.0
奈良県	3,352,369	3,328,353	99.3	633,512	633,512	100.0	1,312,673	1,285,380	97.9
和歌山县	3,127,762	3,118,953	99.7	453,709	453,709	100.0	1,038,883	1,030,565	99.2
鳥取県	1,973,471	1,969,930	99.8	205,812	205,812	100.0	461,973	446,059	96.6
島根県	2,480,757	2,468,138	99.5	240,856	240,856	100.0	679,856	652,664	96.0
岡山県	8,609,062	8,569,602	99.5	603,637	603,637	100.0	1,792,443	1,706,758	95.2
広島県	15,076,338	15,008,181	99.5	1,031,478	1,031,478	100.0	3,980,327	3,859,460	97.0
山口県	6,207,456	6,194,413	99.8	557,191	557,191	100.0	1,568,715	1,528,335	97.4
徳島県	3,003,424	2,987,077	99.5	263,128	263,128	100.0	591,775	571,812	96.6
香川県	5,521,670	5,493,681	99.5	426,300	426,300	100.0	870,960	844,209	96.9
愛媛県	5,728,968	5,703,645	99.6	670,673	670,673	100.0	1,266,278	1,208,158	95.4
高知県	2,362,534	2,356,356	99.7	438,463	438,463	100.0	830,888	819,596	98.6
福岡県	24,062,748	23,873,830	99.2	1,216,312	1,216,312	100.0	6,783,731	6,576,102	96.9
佐賀県	2,971,359	2,958,067	99.6	214,778	214,778	100.0	894,513	870,696	97.3
長崎県	4,205,904	4,190,855	99.6	291,862	291,862	100.0	1,345,875	1,316,024	97.8
熊本県	5,806,267	5,780,266	99.6	354,001	354,001	100.0	1,559,270	1,506,433	96.6
大分県	4,414,995	4,378,754	99.2	254,774	254,774	100.0	1,018,925	977,549	95.9
宮崎県	3,512,027	3,489,322	99.4	160,359	160,359	100.0	1,041,740	1,016,372	97.6
鹿児島県	5,340,296	5,316,607	99.6	289,948	289,948	100.0	1,291,554	1,243,140	96.3
沖縄県	4,797,007	4,793,249	99.9	250,587	250,587	100.0	1,520,707	1,490,857	98.0

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	法 人 事 業 税			地方消費税（譲渡割）			地方消費税（貨物割）		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	4,074,777,736	4,063,318,118	99.7	3,606,564,139	3,606,564,139	100.0	1,096,263,867	1,096,263,867	100.0
北海道	110,834,582	110,331,886	99.5	113,493,710	113,493,710	100.0	19,376,812	19,376,812	100.0
青森	23,749,023	23,727,629	99.9	23,383,706	23,383,706	100.0	1,636,535	1,636,535	100.0
岩手	27,272,330	27,243,573	99.9	22,711,544	22,711,544	100.0	65,273	65,273	100.0
宮城	75,140,031	75,057,821	99.9	55,769,342	55,769,342	100.0	10,509,788	10,509,788	100.0
秋田	17,571,947	17,538,579	99.8	15,331,240	15,331,240	100.0	1,352,519	1,352,519	100.0
山形	20,337,227	20,308,753	99.9	20,369,398	20,369,398	100.0	876,936	876,936	100.0
福島	59,927,118	59,725,846	99.7	38,878,702	38,878,702	100.0	1,354,249	1,354,249	100.0
茨城	76,454,098	76,249,795	99.7	51,491,719	51,491,719	100.0	16,342,074	16,342,074	100.0
栃木	55,138,440	55,057,295	99.9	35,003,047	35,003,047	100.0	338,963	338,963	100.0
群馬	64,358,798	64,289,309	99.9	40,640,206	40,640,206	100.0	179,767	179,767	100.0
埼玉	134,957,610	134,819,611	99.9	118,522,824	118,522,824	100.0	422,369	422,369	100.0
千葉	132,961,738	132,692,399	99.8	93,841,623	93,841,623	100.0	260,491,267	260,491,267	100.0
東京	1,051,012,564	1,043,653,870	99.3	1,280,500,000	1,280,500,000	100.0	158,348,687	158,348,687	100.0
神奈川	243,836,461	244,106,012	99.9	174,804,108	174,804,108	100.0	112,035,197	112,035,197	100.0
新潟	59,384,714	59,235,989	99.7	49,296,302	49,296,302	100.0	12,479,796	12,479,796	100.0
富山	29,066,887	29,036,798	99.9	30,419,449	30,419,449	100.0	1,911,169	1,911,169	100.0
石川	35,194,475	35,103,403	99.7	29,025,173	29,025,173	100.0	2,045,300	2,045,300	100.0
福井	27,318,802	27,285,512	99.9	18,927,610	18,927,610	100.0	843,246	843,246	100.0
山梨	23,485,871	23,412,523	99.7	13,194,953	13,194,953	100.0	134,452	134,452	100.0
長野	50,988,339	50,877,225	99.8	37,848,759	37,848,759	100.0	105,468	105,468	100.0
岐阜	49,338,313	49,118,642	99.6	45,994,141	45,994,141	100.0	215,986	215,986	100.0
静岡	120,675,166	120,573,244	99.9	72,608,650	72,608,650	100.0	13,685,048	13,685,048	100.0
愛知	340,612,102	340,751,644	100.0	190,445,555	190,445,555	100.0	89,970,357	89,970,357	100.0
三重	52,048,111	51,933,778	99.8	29,859,366	29,859,366	100.0	21,768,282	21,768,282	100.0
滋賀	40,212,424	40,126,969	99.8	19,696,245	19,696,245	100.0	131,546	131,546	100.0
京都	64,503,368	64,576,704	100.1	47,631,816	47,631,816	100.0	681,721	681,721	100.0
大阪	339,469,187	338,960,039	99.9	320,346,552	320,346,552	100.0	146,548,627	146,548,627	100.0
兵庫	134,321,637	134,037,654	99.8	102,992,505	102,992,505	100.0	81,816,420	81,816,420	100.0
奈良	17,394,900	17,349,794	99.7	14,392,993	14,392,993	100.0	4,119	4,119	100.0
和歌山	17,303,177	17,296,216	100.0	15,248,592	15,248,592	100.0	3,678,719	3,678,719	100.0
鳥取	10,491,848	10,477,368	99.9	9,169,880	9,169,880	100.0	402,633	402,633	100.0
島根	15,143,125	15,111,563	99.8	12,100,447	12,100,447	100.0	663,420	663,420	100.0
岡山	46,640,842	46,588,288	99.9	40,539,394	40,539,394	100.0	18,717,849	18,717,849	100.0
広島	81,444,511	81,284,143	99.8	59,906,508	59,906,508	100.0	10,558,441	10,558,441	100.0
山口	36,633,776	36,619,848	100.0	28,100,638	28,100,638	100.0	18,321,393	18,321,393	100.0
徳島	17,418,146	17,334,980	99.5	10,805,450	10,805,450	100.0	1,353,409	1,353,409	100.0
香川	29,306,587	29,258,030	99.8	24,273,057	24,273,057	100.0	3,111,294	3,111,294	100.0
愛媛	32,407,270	32,366,200	99.9	22,109,206	22,109,206	100.0	8,108,273	8,108,273	100.0
高知	12,958,418	12,948,878	99.9	12,161,019	12,161,019	100.0	259,464	259,464	100.0
福岡	129,374,388	128,876,374	99.6	122,394,138	122,394,138	100.0	53,669,521	53,669,521	100.0
佐賀	17,082,926	17,058,796	99.9	14,087,258	14,087,258	100.0	1,085,859	1,085,859	100.0
長崎	22,104,223	22,068,482	99.8	19,558,587	19,558,587	100.0	3,266,096	3,266,096	100.0
熊本	29,625,284	29,568,377	99.8	21,977,237	21,977,237	100.0	700,840	700,840	100.0
大分	24,466,350	24,357,233	99.6	20,738,240	20,738,240	100.0	10,735,188	10,735,188	100.0
宮崎	20,150,830	20,092,378	99.7	17,397,352	17,397,352	100.0	448,990	448,990	100.0
鹿児島	28,880,022	28,846,423	99.9	26,440,659	26,440,659	100.0	3,418,028	3,418,028	100.0
沖縄	25,779,750	25,982,244	100.8	22,135,239	22,135,239	100.0	2,092,477	2,092,477	100.0

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	415,016,009	396,717,355	95.6	148,902,648	148,901,058	100.0	46,019,425	45,940,351	99.8
北海道	16,718,353	15,706,714	93.9	7,640,850	7,640,850	100.0	1,612,115	1,607,811	99.7
青森県	2,146,709	2,108,525	98.2	1,737,074	1,737,074	100.0	156,060	156,060	100.0
岩手県	2,418,417	2,358,830	97.5	1,530,915	1,530,915	100.0	293,633	293,633	100.0
宮城県	6,463,211	6,305,752	97.6	3,047,965	3,047,965	100.0	760,131	760,131	100.0
秋田県	1,880,208	1,695,045	90.2	1,180,844	1,180,844	100.0	171,475	171,475	100.0
山形県	2,293,160	2,253,288	98.3	1,186,143	1,186,143	100.0	127,912	127,912	100.0
福島県	3,805,167	3,590,708	94.4	2,651,643	2,651,643	100.0	676,896	667,522	98.6
茨城県	7,271,610	7,044,099	96.9	3,663,756	3,663,756	100.0	2,791,330	2,787,940	99.9
栃木県	5,056,279	4,946,959	97.8	2,411,204	2,411,204	100.0	2,376,136	2,376,136	100.0
群馬県	5,776,300	5,684,665	98.4	2,352,204	2,352,204	100.0	1,267,861	1,267,861	100.0
埼玉県	20,457,741	20,018,453	97.9	7,860,393	7,860,393	100.0	2,240,214	2,240,214	100.0
千葉県	18,384,393	17,443,755	94.9	6,884,757	6,884,757	100.0	4,484,438	4,484,438	100.0
東京都	83,418,849	81,656,106	97.9	17,245,558	17,243,970	100.0	652,332	652,332	100.0
神奈川県	30,882,169	28,957,663	93.8	9,424,633	9,424,633	100.0	1,577,401	1,577,401	100.0
新潟県	5,078,829	4,926,538	97.0	2,542,528	2,542,528	100.0	581,627	577,725	99.3
富山県	3,011,910	2,939,616	97.6	1,180,089	1,180,089	100.0	316,024	316,024	100.0
石川県	2,914,371	2,761,587	94.8	1,350,919	1,350,919	100.0	563,322	563,322	100.0
福井県	1,756,966	1,706,391	97.1	889,535	889,535	100.0	251,846	251,846	100.0
山梨県	2,088,956	1,882,844	90.1	1,014,510	1,014,510	100.0	776,458	768,070	98.9
長野県	4,868,707	4,721,074	97.0	2,191,934	2,191,934	100.0	898,284	888,959	99.0
岐阜県	4,646,970	4,519,659	97.3	2,106,862	2,106,862	100.0	1,813,141	1,811,279	99.9
静岡県	11,795,696	11,489,775	97.4	4,140,760	4,140,760	100.0	2,597,024	2,597,024	100.0
愛知県	23,913,052	23,223,973	97.1	8,492,871	8,492,871	100.0	1,541,576	1,541,576	100.0
三重県	4,802,119	4,716,154	98.2	2,054,544	2,054,544	100.0	1,772,587	1,772,587	100.0
滋賀県	4,234,806	3,681,423	86.9	1,520,179	1,520,179	100.0	1,069,457	1,061,636	99.3
京都府	8,328,303	7,824,016	93.9	2,707,236	2,707,236	100.0	796,376	796,446	100.0
大阪府	43,304,980	38,483,626	88.9	11,963,856	11,963,855	100.0	1,481,764	1,471,332	99.3
兵庫県	17,437,345	16,876,861	96.8	5,639,918	5,639,918	100.0	3,677,669	3,677,669	100.0
奈良県	2,347,326	2,108,309	89.8	1,235,769	1,235,769	100.0	881,694	881,694	100.0
和歌山县	2,053,804	1,932,568	94.1	1,129,861	1,129,861	100.0	358,314	358,314	100.0
鳥取県	1,278,920	1,214,999	95.0	630,544	630,544	100.0	97,114	97,114	100.0
島根県	1,231,685	1,199,448	97.4	689,008	689,008	100.0	130,374	129,810	99.6
岡山県	5,199,903	5,123,195	98.5	2,116,283	2,116,283	100.0	714,906	712,402	99.6
広島県	8,378,753	7,851,872	93.7	3,067,588	3,067,588	100.0	739,778	739,778	100.0
山口県	2,598,448	2,557,841	98.4	1,540,433	1,540,433	100.0	505,347	505,347	100.0
徳島県	1,796,101	1,751,968	97.5	852,787	852,787	100.0	265,915	265,915	100.0
香川県	2,362,810	2,287,381	96.8	1,124,744	1,124,744	100.0	361,924	361,924	100.0
愛媛県	3,498,558	3,373,027	96.4	1,509,820	1,509,820	100.0	352,971	352,971	100.0
高知県	1,334,323	1,309,654	98.2	868,684	868,683	100.0	245,676	245,676	100.0
福岡県	16,521,273	15,836,318	95.9	6,372,730	6,372,730	100.0	1,012,868	1,004,348	99.2
佐賀県	1,819,605	1,781,666	97.9	1,046,871	1,046,871	100.0	281,934	281,934	100.0
長崎県	2,211,037	2,150,047	97.2	1,616,148	1,616,148	100.0	293,750	293,750	100.0
熊本県	3,356,713	3,198,455	95.3	2,121,869	2,121,869	100.0	495,497	487,122	98.3
大分県	2,823,251	2,776,109	98.3	1,371,729	1,371,729	100.0	338,510	338,510	100.0
宮崎県	2,325,839	2,278,169	98.0	1,320,150	1,320,150	100.0	452,456	452,456	100.0
鹿児島県	4,036,976	3,892,286	96.4	1,873,492	1,873,492	100.0	397,424	397,042	99.9
沖縄県	4,685,109	4,569,944	97.5	1,800,459	1,800,459	100.0	767,884	767,884	100.0

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	146,076,340	146,059,607	100.0	944,981,858	933,157,590	98.7	1,555,046,063	1,534,926,933	98.7
北海道	7,373,599	7,372,458	100.0	59,199,695	58,296,067	98.5	77,742,853	76,268,344	98.1
青森県	1,604,074	1,603,854	100.0	13,486,823	13,483,829	100.0	16,716,720	16,560,158	99.1
岩手県	1,690,499	1,690,499	100.0	17,963,972	17,617,162	98.1	17,798,407	17,692,246	99.4
宮城県	2,917,199	2,917,133	100.0	28,921,368	28,771,856	99.5	33,229,075	32,941,502	99.1
秋田県	1,368,733	1,368,733	100.0	8,724,320	8,724,320	100.0	13,775,482	13,671,681	99.2
山形県	1,436,331	1,436,331	100.0	9,754,737	9,752,625	100.0	16,103,136	15,985,394	99.3
福島県	2,616,473	2,616,473	100.0	24,318,123	24,231,410	99.6	31,048,301	30,537,072	98.4
茨城県	3,694,935	3,694,935	100.0	31,991,341	31,909,005	99.7	51,304,215	50,159,438	97.8
栃木県	2,633,035	2,633,035	100.0	21,730,895	21,724,199	99.9	35,185,748	34,936,535	99.3
群馬県	2,891,858	2,891,858	100.0	16,643,266	16,643,266	100.0	34,403,054	34,076,243	99.1
埼玉県	7,865,347	7,865,347	100.0	48,332,874	48,126,026	99.6	86,131,979	85,099,781	98.8
千葉県	6,100,889	6,086,454	99.8	39,955,651	39,948,282	100.0	76,272,690	74,471,879	97.6
東京都	14,348,448	14,347,887	100.0	42,153,129	40,773,818	96.7	105,615,334	104,648,409	99.1
神奈川県	9,647,663	9,648,489	99.9	41,311,222	39,552,481	95.7	92,534,812	91,533,698	98.9
新潟県	2,776,853	2,776,853	100.0	22,784,664	22,719,583	99.7	31,744,054	31,666,129	99.8
富山県	1,353,994	1,353,994	100.0	11,089,585	10,687,704	96.4	17,041,148	16,902,873	99.2
石川県	1,541,475	1,541,773	100.0	10,180,248	10,117,625	99.4	17,683,792	17,400,181	98.4
福井県	1,053,776	1,053,776	100.0	7,664,593	7,663,605	100.0	12,087,316	11,946,484	98.8
山梨県	1,038,584	1,038,584	100.0	7,157,000	7,157,000	100.0	12,993,691	12,837,768	98.8
長野県	3,006,106	3,006,106	100.0	17,479,882	17,479,501	100.0	32,123,971	31,819,458	99.1
岐阜県	2,886,650	2,886,603	100.0	16,729,481	16,543,067	98.9	32,298,680	31,673,505	98.1
静岡県	4,759,996	4,759,996	100.0	36,814,144	36,811,849	100.0	54,543,464	53,853,548	98.7
愛知県	12,199,610	12,199,322	100.0	59,879,505	58,540,869	97.8	115,535,419	114,315,415	98.9
三重県	2,569,872	2,569,872	100.0	21,370,296	21,075,618	98.6	27,531,093	27,330,633	99.3
滋賀県	1,717,917	1,717,807	100.0	12,463,788	12,020,174	96.4	18,150,227	17,897,326	98.6
京都府	2,759,084	2,758,926	100.0	14,095,402	13,835,419	98.2	25,573,004	24,997,281	97.7
大阪府	8,760,574	8,759,743	100.0	47,295,238	46,647,090	98.6	79,023,520	77,573,872	98.2
兵庫県	5,973,543	5,973,543	100.0	37,657,993	37,556,105	99.7	62,119,596	61,059,852	98.3
奈良県	1,337,314	1,337,314	100.0	6,878,507	6,571,376	95.5	15,625,510	15,249,983	97.6
和歌山县	1,017,157	1,017,157	100.0	6,226,570	5,740,229	92.2	11,196,255	11,115,116	99.3
鳥取県	611,233	611,233	100.0	4,855,618	4,855,618	100.0	6,948,210	6,921,518	99.6
島根県	717,242	717,242	100.0	5,121,526	5,121,062	100.0	8,101,493	8,042,852	99.3
岡山県	2,195,095	2,195,095	100.0	18,567,017	18,246,295	98.3	25,637,587	25,396,210	99.1
広島県	3,125,318	3,125,318	100.0	23,514,736	22,993,122	97.8	33,286,623	32,997,383	99.1
山口県	1,640,319	1,640,319	100.0	13,856,139	13,562,834	97.9	17,825,122	17,719,499	99.4
徳島県	737,364	737,364	100.0	5,765,028	5,761,516	99.9	10,215,709	10,113,429	99.0
香川県	998,209	998,209	100.0	9,467,496	9,437,259	99.7	13,205,433	12,991,079	98.4
愛媛県	1,252,329	1,252,329	100.0	10,143,377	10,143,377	100.0	15,784,980	15,570,262	98.6
高知県	645,302	645,302	100.0	4,782,388	4,744,141	99.2	7,917,131	7,739,998	97.8
福岡県	5,335,171	5,335,171	100.0	39,264,775	38,480,465	98.0	59,250,103	58,568,098	98.8
佐賀県	745,798	745,798	100.0	9,307,736	9,195,384	98.8	10,239,826	10,167,843	99.3
長崎県	1,013,790	1,013,790	100.0	7,257,992	7,184,853	99.0	12,859,164	12,781,940	99.4
熊本県	1,772,335	1,772,335	100.0	14,514,008	14,514,008	100.0	21,551,524	21,321,340	98.9
大分県	1,084,307	1,084,307	100.0	8,864,208	8,842,979	99.8	14,254,857	14,099,973	98.9
宮崎県	985,679	985,679	100.0	9,265,620	9,209,625	99.4	13,144,477	13,067,050	99.4
鹿児島県	1,312,014	1,312,014	100.0	12,555,849	12,554,998	100.0	17,964,074	17,672,422	98.4
沖縄県	963,247	963,247	100.0	7,624,033	7,588,894	99.5	13,727,204	13,534,232	98.6

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	鉱区税			固定資産税			狩猟税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	347,000	331,450	95.5	2,792,787	2,792,787	100.0	881,072	881,072	100.0
北海道	32,935	32,097	97.5	921,106	921,106	100.0	52,393	52,393	100.0
青森県	2,904	2,904	100.0	222,725	222,725	100.0	6,398	6,398	100.0
岩手県	18,484	17,217	93.1	0	0	0.0	14,586	14,586	100.0
宮城県	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0	13,518	13,518	100.0
秋田県	15,946	15,214	95.4	0	0	0.0	4,272	4,272	100.0
山形県	3,258	3,258	100.0	0	0	0.0	6,120	6,120	100.0
福島県	11,208	10,984	98.0	1,331,626	1,331,626	100.0	16,784	16,784	100.0
茨城県	4,323	3,770	87.2	0	0	0.0	44,286	44,286	100.0
栃木県	7,393	7,305	98.8	0	0	0.0	27,740	27,740	100.0
群馬県	1,743	1,743	100.0	0	0	0.0	23,876	23,876	100.0
埼玉県	4,933	4,933	100.0	0	0	0.0	21,694	21,694	100.0
千葉県	41,224	41,224	100.0	0	0	0.0	33,925	33,925	100.0
東京都	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0	4,126	4,126	100.0
神奈川県	1	1	100.0	0	0	0.0	16,570	16,570	100.0
新潟県	49,621	49,620	100.0	0	0	0.0	13,451	13,451	100.0
富山県	1,173	592	50.5	0	0	0.0	6,853	6,853	100.0
石川県	514	514	100.0	0	0	0.0	11,416	11,416	100.0
福井県	1,886	1,886	100.0	0	0	0.0	12,602	12,602	100.0
山梨県	243	243	100.0	0	0	0.0	16,826	16,826	100.0
長野県	2,661	2,661	100.0	0	0	0.0	25,843	25,843	100.0
岐阜県	18,949	15,036	79.3	0	0	0.0	22,279	22,279	100.0
静岡県	3,909	3,909	100.0	0	0	0.0	41,916	41,916	100.0
愛知県	2,687	2,687	100.0	317,330	317,330	100.0	13,454	13,454	100.0
三重県	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0	23,950	23,950	100.0
滋賀県	7,156	7,156	100.0	0	0	0.0	13,473	13,473	100.0
京都府	666	632	94.9	0	0	0.0	19,980	19,980	100.0
大阪府	40	40	100.0	0	0	0.0	7,877	7,877	100.0
兵庫県	8,741	8,741	100.0	0	0	0.0	38,077	38,077	100.0
奈良県	820	820	100.0	0	0	0.0	11,655	11,655	100.0
和歌山县	94	94	100.0	0	0	0.0	15,919	15,919	100.0
鳥取県	727	727	100.0	0	0	0.0	6,689	6,689	100.0
島根県	1,235	1,235	100.0	0	0	0.0	13,022	13,022	100.0
岡山県	10,828	10,761	99.4	0	0	0.0	20,048	20,048	100.0
広島県	4,660	4,660	100.0	0	0	0.0	25,066	25,066	100.0
山口県	9,121	9,121	100.0	0	0	0.0	14,476	14,476	100.0
徳島県	1,312	1,312	100.0	0	0	0.0	16,596	16,596	100.0
香川県	12	12	100.0	0	0	0.0	5,868	5,868	100.0
愛媛県	3,296	3,296	100.0	0	0	0.0	27,351	27,351	100.0
高知県	6,692	6,692	100.0	0	0	0.0	23,667	23,667	100.0
福岡県	7,510	4,953	66.0	0	0	0.0	20,326	20,326	100.0
佐賀県	232	232	100.0	0	0	0.0	9,032	9,032	100.0
長崎県	3,877	3,774	97.3	0	0	0.0	8,693	8,693	100.0
熊本県	9,919	8,407	84.8	0	0	0.0	21,698	21,698	100.0
大分県	10,873	10,728	98.7	0	0	0.0	28,664	28,664	100.0
宮崎県	5,800	5,800	100.0	0	0	0.0	27,976	27,976	100.0
鹿児島県	11,300	8,965	79.3	0	0	0.0	28,025	28,025	100.0
沖縄県	8,147	7,546	92.6	0	0	0.0	2,016	2,016	100.0

(単位：千円、%)

区分 都道府県名	法定外普通税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	39,887,458	39,887,458	100.0	9,280,983	8,930,517	96.2	1,110,053	31,385	2.8
北海道	899,960	899,960	100.0	772,221	768,435	99.5	1,115	400	35.9
青森県	19,707,633	19,707,633	100.0	97,210	97,210	100.0	0	0	0.0
岩手県	0	0	0.0	76,099	76,099	100.0	0	0	0.0
宮城県	0	0	0.0	465,943	465,943	100.0	274	120	43.8
秋田県	0	0	0.0	199,132	199,132	100.0	2,934	340	11.6
山形県	0	0	0.0	160,827	160,827	100.0	0	0	0.0
福島県	0	0	0.0	468,812	468,812	100.0	0	0	0.0
茨城県	1,214,895	1,214,895	100.0	0	0	0.0	4,598	630	13.7
栃木県	0	0	0.0	0	0	0.0	155	0	0.0
群馬県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉県	0	0	0.0	0	0	0.0	112	10	8.9
千葉県	0	0	0.0	0	0	0.0	3,719	3,151	84.7
東京都	0	0	0.0	2,216,766	2,216,766	100.0	174	0	0.0
神奈川県	0	0	0.0	0	0	0.0	232,086	672	0.3
新潟県	3,209,844	3,209,844	100.0	134,157	134,157	100.0	0	0	0.0
富山県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川県	770,452	770,452	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井県	6,620,610	6,620,610	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜県	0	0	0.0	13,735	13,735	100.0	96,357	2,529	2.6
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	0	0	0.0	86,204	800	0.9
愛知県	0	0	0.0	604,631	604,631	100.0	5,717	16	0.3
三重県	0	0	0.0	531,037	531,037	100.0	0	0	0.0
滋賀県	0	0	0.0	26,571	26,571	100.0	741	434	58.6
京都府	0	0	0.0	53,355	53,355	100.0	4,188	161	3.8
大阪府	0	0	0.0	88,037	88,037	100.0	656,276	20,953	3.2
兵庫県	0	0	0.0	0	0	0.0	3,886	0	0.0
奈良県	0	0	0.0	140,851	140,851	100.0	657	0	0.0
和歌山县	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取県	0	0	0.0	11,708	11,708	100.0	3,025	0	0.0
島根県	627,350	627,350	100.0	254,087	253,917	99.9	0	0	0.0
岡山県	0	0	0.0	488,480	452,123	92.6	0	0	0.0
広島県	0	0	0.0	487,565	487,565	100.0	0	0	0.0
山口県	0	0	0.0	243,475	240,700	98.9	0	0	0.0
徳島県	0	0	0.0	0	0	0.0	749	243	32.4
香川県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛県	1,463,265	1,463,265	100.0	213,054	213,054	100.0	0	0	0.0
高知県	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡県	0	0	0.0	171,209	171,209	100.0	0	0	0.0
佐賀県	1,866,864	1,866,864	100.0	84,206	84,206	100.0	861	561	65.2
長崎県	0	0	0.0	65,986	65,986	100.0	0	0	0.0
熊本県	0	0	0.0	134,101	134,101	100.0	4,615	96	2.1
大分県	0	0	0.0	651,224	343,846	52.8	0	0	0.0
宮崎県	0	0	0.0	241,236	241,236	100.0	0	0	0.0
鹿児島県	1,216,841	1,216,841	100.0	153,920	153,920	100.0	1,115	0	0.0
沖縄県	1,049,328	1,049,328	100.0	31,347	31,347	100.0	495	269	54.3

14 県税の税率等の推移（その1）

税目 年度			29	30	31	32	33	
県民税	個人	税率	(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税の 5 %		所得割 5.5%	所得割 6 %	所得割 7.5%	
	法人	税率	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5 %	法人税割 5.4%				
事業税	個人	事業主控除等	基礎控除 年 7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			
		税率	第1種事業 8 % 第2種事業 6 % 第3種事業 4 % 助産婦業等			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6 % 年50万円超 8 %		
	法人	事業専従者控除等	特別所得税が事業税の第3種事業とされた				事業専従者控除 (青色) 年 8万円	
法人税	法人	税率	普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5% 特別法人 8 %			普通法人 年50万円以下 8 % 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%		
不動産取得税		(創設) 税率	3 %	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円				
県たばこ税 (県たばこ消費税)		(創設) 税率	5 115		税率 8 %			

34	37	39	40	41
所得割 8 %	所得割 150万円以下 2 % 150万円超 4 %			分離課税に係る所得割は当分の間算出税額の 90%
			法人税割 5.5%	法人税割 5.8%
基礎控除 年 20万円	事業主控除と名称変更	事業主控除 年 22万円	事業主控除 年 24万円	事業主控除 年 25万円
	第1種事業 5 % 第2種事業 4 % 第3種事業 5 % 助産婦業等 3 %			
	事業専従者控除 (白色) 年 5万円			事業専従者控除 (青色) 年 10万円 (白色) 年 6万円
普通法人 年50万円以下 7 % 年100万円以下 8 % 年200万円以下 10 % 年200万円超及び 清算所得 12 % 特別法人 年50万円以下 7 % 年50万円超及び 清算所得 8 %	普通法人 年100万円以下 6 % 年200万円以下 9 % 年200万円超及び 清算所得 12 % 特別法人 年100万円以下 6 % 年100万円超及び 清算所得 8 %	普通法人 年150万円以下 6 % 年300万円以下 9 % 年300万円超及び 清算所得 12 % 特別法人 年150万円以下 6 % 年150万円超及び 清算所得 8 %		
		(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円		
	税 率 9 %			

税目		年度	42	43	44	45	46	47
県 民 税 人	個人	税率				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 1.3% (ロ) 48, 49年度 1.6% (ハ) 50, 51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4 % (ロ) 総合課税で計算した場合の 課税短期譲渡所得金額に対する 税額の110%相当額		
	法人	税率	均等割 資本の金額 又は出資金 額が1,000 万円を超 える法人 年1,000円 上記法人以 外の法人等 年600円			法人税割 5.6%		
事 業 人	事業主 控除等	事業主控除 年27万円				事業主控除 年32万円	事業主控除 年36万円	事業主控除 年60万円
	税率							
	事業 専従者 控除等	事業専従者 控除 (青色) 年12万円 (白色) 年8万円	事業専従者 控除 (青色) 年17万円 (白色) 年11万円	事業専従者 控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年15万円				事業専従者 控除 (白色) 年 16万5千円
業 法 税 人	税率							
	その他							
不動産取得税								
県たばこ税 (県たばこ消費税)	税率	10.3%						

48	49	50	51
	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の 譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50, 51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 年額 300円
	法人税割 5.2%		均等割 (1) 資本の金額又は出資金額 が1億円を超える法人 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額 が1千万円を超える1億円以 下である法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額 が1千万円以下である法人 等 年額1,800円 法人税割 6.2% (中小法人等…5.2%)
事業主控除 年80万円	事業主控除 年150万円	事業主控除 年180万円	事業主控除 年200万円
事業専従者控除 (白色) 年17万円	事業専従者控除 (白色) 年19万2千5百円	事業専従者 控除 (白色) 年 27万5千円	事業専従者控除 (白色) 年40万円
	普通法人 年350万円以下 6 % 年350万円超700万円以下 9 % 年700万円超及び清算所得 12 % 特別法人 年350万円以下 6 % 年350万円超及び清算所得 8 % [ただし、昭和49年5月1日から昭和50年4月30] 日までの間に終了する法人については次による 普通法人 年300万円以下 6 % 年300万円超600万円以下 9 % 年600万円超及び清算所得 12 % 特別法人 年300万円以下 6 % 年300万円超及び清算所得 8 %		
(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円			

税目		年度	52	53
県民	個人	税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	
税法人	個人	税率	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人 年額 2,000円	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超える50億円以下である法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下である法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円
事業税	個人	事業主控除等	事業主控除 年220万円	
		税率		
	事業人	事業専従者控除等		
	税法人	税率		
	その他			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

55	56
<p>均等割 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 2 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（55～57年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止） (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止）</p>
	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p> <p>法人税割 6.0% (中小法人等…5.0%)</p>
	<p>税率 4 %</p> <p>ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については 3 %</p> <p>昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する</p>

税目		年度	58	59
個 県 民 人 税	税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2 % ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6 % (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		
法 人	税率	均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	
事 業 税	個人			
	法人			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	60	61	62
県民税	個人	税率	均等割 年額700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 (ア) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ブ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ハ) 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額	
事業税	個人	事業主控除等	事業主控除 年240万円	(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	
事業税	法人	税率	事業専従者控除 (白色) 年45万円		
事業税	法人	税率	その他		
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された		
県たばこ税(県たばこ消費税)		昭和60.4.1以降の売渡し等分税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき160円を加算	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12月31日まで延長 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3月31日まで延長	

税目		年度	63	元
個 県 民 人 税	税率	所得割 (1) 130万円以下の金額 130万円を超える金額 260万円を超える金額 (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止	所得割 (1) 500万円以下の金額 500万円を超える金額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2 % ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2 %に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2 % (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2 % ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2 %に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3 % ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6 %に相当する金額との合計額	
法人	税率			
利子割	税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行		
個 事 業 人 税	事業主控除等 税率 事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円 税率 その他	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円	特別法人 年350万円以下 年350万円超及び清算所得 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9 %〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9 %〕	
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)	従量割の税率の引上げ等の特例措置について平成元年3月31日まで延長	名称が道府県たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき 1,129円 1,000本につき 536円	

2	3	4
所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2 % (2) 資産合算課税制度の廃止 (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)	所得割 (1) 550万円以下の金額 2 % 550万円を超える金額 4 % (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成10年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4 % (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成9年度) 1.6 % (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 (経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用)
	法人税割 5.8% (中小法人等…5.0%)	
事業専従者控除（白色） 配偶者である事業専従者 年800,000円 その他の事業専従者 年470,000円		
		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された

税目		年度	5	6
県民	個人	税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制度廃止
法人	法人	税率		均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円
利子割		税率		
事業税	個人	事業主控除等	事業主控除 年 270万円	
		税率		
	事業人	事業専従者控除等		
法人	法人	税率		
	その他			
不動産取得税				宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずることとされた
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	7	8	9
県民税	個人	税率	均等割 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額		所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額
法人税	法人	税率			
利子割	利子割	税率			
事業税	個人	事業主控除等			
	税率				
	事業人	事業専従者控除(白色)	事業専従者控除(白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円		
	法人	税率			
	その他				
地方消費税	(創設) 平成9年4月1日から施行			1 謹度割 一定税率 2 貨物割 一定税率	100分の25 100分の25
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた		宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	
県たばこ税 (県たばこ消費税)				平成9年4月1日以降の壳渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	

税目		年度	10	11
県民税	個人	税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅等以外の譲渡所得（平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止
事業税	個人	事業主控除等		事業主控除 年 2,900,000円
事業税	法人	税率		
事業税	個人	事業専従者控除等		
事業税	法人	税率	普通法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超800万円以下 8.4% 年800万円超及び清算所得 11% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11%	普通法人 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%
			特別法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超及び清算所得 7.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%	特別法人 年400万円以下 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕 収入金額課税法人 1.3%
			その他	
地方消費税				
不動産取得税			住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)				平成11年5月1日以降の壳渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

12	13	14	15
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2 %		<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2 %</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2 %</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>
宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長された		<p>税率 4 %</p> <p>〔ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられた〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>
			平成15年7月1日以降の壳渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円

税目		年度	16
県民税	個人	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 ※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 (創設(平成16年1月～))	(平成15年1月～) 1.6% (平成15～17年) 1% (～平成20年度) 1.6%
	法人	税率 配当割 上場株式等の配当等に係る税率 (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等) に係る税率 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の) 譲渡による所得に係る税率	5% 3% 5% 3%
	利子割	税率	
事業税	個人	事業主控除等	
	法人	税率	
	事業人	事業専従者控除等	
	法人	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 資本割 所得割 税率 年400万円以下 年400万円超800万円以下 年800万円超及び清算所得 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	0.48% 0.2% 3.8% 5.5% 7.2% 7.2%
	税人		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 年400万円超800万円以下 年800万円超及び清算所得 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所得割 年400万円以下 年400万円超及び清算所得 [ただし、一定の協同組合等については年 10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年 10億円超 7.9%] 収入金額課税法人 収人割 1.3%
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

税目		年度	19
県民税	個人	税率	所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 ② 国等に対する譲渡である場合 (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)
	法人	税率	
	利子割	税率	
事業税	個人	事業主控除等	
	人	税率	
	事業専従者控除等		
	法人	税率	
	人	税率	
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

20	21
	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2% 配当割 上場株式等に係る配当等に係る税率 5% <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3% </div>
配当割 上場株式等の配当等に係る税率 (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)	株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3% </div>
右に掲げる法人以外の法人（資本金等1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超及び清算所得 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕 </div> ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕 </div> 収入金額課税法人 収入割 0.7%
※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用	
	税率 4% <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 〔ただし住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長された〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長された </div>

税目			年度	22	23
県民税	個人	税率		配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)	
	法人	税率		株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)	
	利子割	税率			
事業税	個人	事業主控除等			
	個人	税率			
	事業専従者控除等				
事業税	法人	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超 800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% ただし、一定の協同組合等について年10億円超 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% （ただし、一定の協同組合等について年10億円超 4.3%） 収入金額課税法人 収入割 0.7%		
	法人				
	その他				
地方消費税					
不動産取得税					
県たばこ税 (県たばこ消費税)			平成22年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円		

24	25
所得割 退職所得に係る10%の税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2%
税率 4 % 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置について では平成27年3月31日まで3年間延長する 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措 置について平成27年3月31日まで延長する〕	
	平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

税目		年度	26
個 県 民 人 税	税率	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 (本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額) 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成29年3月31までの譲渡) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当割) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に 係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等) 5%	
法人	税率	法人税割 標準税率 制限税率 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	3.2% 4.2%
利子割	税率		
個人 事 業 税 人 税 人	事業主 控除等 税率 事業 専従者 控除等 税率 その他	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 資本割 所得割 年400万円以下 0.48% 年400万円超800万円以下 0.2% 年800万円超 2.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超 5.1% 年800万円超 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7%	
地方消費税	1 譲渡割 2 貨物割	一定税率 一定税率	63分の17 63分の17
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

27	28	29																																
<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成27年度～) 2 %</p> <p>※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2 %</p> <p>※軽減税率は平成26年度まで</p>		<p>所得割</p> <p>(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2 %</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2 %</p> <p>(3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 (平成29年度～) 2 %</p>																																
<p>資本金等1億円超の法人</p> <table> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72% (0.96%)</td> <td>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3% (0.4%)</td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>年400万円以下 1.6% (0.9%)</td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%)</td> <td>所得割 年400万円以下 0.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年800万円超 3.1% (1.9%)</td> <td>年400万円超800万円以下 0.5%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得</td> <td>3.1% (1.9%)</td> <td>年800万円超 0.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%</td> </tr> </table>	付加価値割	0.72% (0.96%)	資本金の額又は出資金の額1億円超の法人	資本割	0.3% (0.4%)	付加価値割 1.2%	所得割	年400万円以下 1.6% (0.9%)	資本割 0.5%		年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%)	所得割 年400万円以下 0.3%		年800万円超 3.1% (1.9%)	年400万円超800万円以下 0.5%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1% (1.9%)	年800万円超 0.7%			3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%	<table> <tr> <td>付加価値割</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>年400万円以下 0.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年400万円超800万円以下 0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年800万円超 0.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得</td> <td>0.7%</td> </tr> </table>	付加価値割	1.2%	資本割	0.5%	所得割	年400万円以下 0.3%		年400万円超800万円以下 0.5%		年800万円超 0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	0.7%
付加価値割	0.72% (0.96%)	資本金の額又は出資金の額1億円超の法人																																
資本割	0.3% (0.4%)	付加価値割 1.2%																																
所得割	年400万円以下 1.6% (0.9%)	資本割 0.5%																																
	年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%)	所得割 年400万円以下 0.3%																																
	年800万円超 3.1% (1.9%)	年400万円超800万円以下 0.5%																																
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1% (1.9%)	年800万円超 0.7%																																
		3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%																																
付加価値割	1.2%																																	
資本割	0.5%																																	
所得割	年400万円以下 0.3%																																	
	年400万円超800万円以下 0.5%																																	
	年800万円超 0.7%																																	
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	0.7%																																	
※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。下段()内の税率については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。	※平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用																																	
<p>税率4%</p> <p>[ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。]宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>平成28年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき481円</p>	<p>平成29年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき551円</p>																																

法人税割 標準税率 制限税率 ※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用	1.0% 2.0%
資本金の額又は出資金の額1億円超の法人 付加価値割 資本割 所得割 年400万円以下 年400万円超800万円以下 年800万円超 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	1.2% 0.5% 1.9% 2.7% 3.6% 3.6%
所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 年400万円超800万円以下 年800万円超 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	5% 7.3% 9.6% 9.6%
特別法人 所得割 年400万円以下 年400万円超 一定の協同組合等については 〔年10億円超 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 一定の協同組合等については 〔年10億円超	5% 6.6% 7.9% 6.6% 7.9%]
収入金課税法人 収入割	1.3%
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
平成31年4月1日以降の壳渡し等分 税率 紙巻たばこ等 旧3級品の紙巻きたばこ	1,000本につき860円 1,000本につき860円

県税の税率等の推移（その2）

税目	年度	29	30	32	36	37
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。)		<p>入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。</p> <p>(1) 料金課税の税率 舞踊場、ゴルフ場 50% その他 30%</p> <p>学生生徒等の運動競技の施設利用 10%</p> <p>(2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円</p>		<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円</p>	<p>(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15%</p> <p>(2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円</p>	<p>料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%</p>
特別地方消費税 (料理飲食等消費税、遊興飲食税)		<p>芸者等の花代 100%</p> <p>カフェー・バー等 20%</p> <p>上記以外の飲食 10%</p> <p>宿泊 10%</p> <p>(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 1品価格 50円以下</p>	<p>芸者の花代 30%</p> <p>花代を伴う遊興飲食 15%</p> <p>カフェー・バー等 15%</p> <p>上記以外の飲食 10%</p> <p>1人1回 500円以下 5 % 1人1回 500円超</p> <p>宿泊 10%</p> <p>(免税点) 1人1泊 1,000円以下 5 % 1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用</p>	<p>芸者等の花代及び カフェー・バー等 15%</p> <p>宿泊及び上記以外の飲食 10%</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 300円以下 1品の価格 150円以下</p> <p>宿泊 1人1泊 800円以下</p>	<p>◎ 名称を料理飲食等消費税に変更した (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 300円以下 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金 (1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 800円</p>

41	44	46	47	48	49
(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して 1/6交付		ゴルフ場所在市町村に対して 1/3交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税を定額課税に統一 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付	
(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料（料金の10%以下等）は課税標準から控除することとした	(税率) 1人1回の消費金額 10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円

税目	年度	50	52	53	57	58
ゴルフ場 利 用 税 (娯 楽 施 設 利 用 税)			(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額） 税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじょん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円			(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額） 税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじょん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円
特 别 地 方 消 費 税 (料 理 飲 食 等 消 費 税)		(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円

元	3	9	12
(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された (3) 税率 1人1日800円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付			
名称が特別地方消費税に変更された (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/2の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/2の範囲内で交付	平成12年4月1日から廃止

県税の税率等の推移（その3）

税目	年度	27	28	29	30	31	32
自動車税		普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 ト ラ ッ ク 14,000円 バ ス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120時以下 36,000円 120時超 60,000円 営業用 120時以下 15,000円 120時超 30,000円 ト ラ ッ ク 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バ ス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた		
軽油引取税					(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	
その他の		附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された 渔業権税が廃止された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税は廃止された	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された		

33	34	36	37	38	39
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック バス 観光用 その他 小型自動車 四輪車 自家用 営業用 三輪車	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円		
		税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円		税率 1キロリットル 15,000円
狩猟者税の税率が改正された				狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された	

税目	年度	40	41	43	44	46	47
自動車税		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円				バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	
軽油引取税							
その他の税		(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る 税率が現行(試掘90円採掘180円) の2/3に引き下げられた	自動車取得税 (目的税)が創設され法定外普通 税としての自動車取得税が廃止 された 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税 の免税点 15万円	狩猟免許税の 税率が改正さ れた 入猟税の税率 が改正された		

49	51	52	53	54
	<p>普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円</p>			<p>普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円</p>
	<p>税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定税率)</p>		<p>暫定税率が 2年度間延長された</p>	<p>税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率) 昭和54年6月1日から実施</p>
<p>自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置をさらに2年度間延長</p>	<p>鉱区税 狩猟免許税 入猟税</p>	<p>税率が改正された(現行の2倍)</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された</p>

税目	年度	55	58	59	60	63
自動車税				普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 ト ラ ッ ク 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗用乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円		
軽油引取税			暫定税率が2年度間延長された		暫定税率が3年度間延長された	暫定税率が5年度間延長された
その他の税目		自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正された 自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された		自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された

元	2	5	10
乗用車 自家用 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 39,500円 2 リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3 リットル以下 51,000円 3 リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4 リットル以下 66,500円 4 リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6 リットル以下 88,000円 6 リットル超 111,000円 営業用 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車（三輪車を除く）との車種区分を廃止した			
		税率 1 キロ リットル 32,100円 (平成10年3月31日までの暫定税率)	暫定税率が5年度間延長
	自動車取得税の免税点 50万円 (3 年度間の 暫定措置)	自動車取得税の暫定措置がさらに5 年度間延長された	自動車取得税の 暫定措置がさら に3 年度間延長 された

税目	年度	14			
		トラック（三輪の小型自動車を除く。）			
		営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）			
		1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円
		1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円
		2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円
		3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1 トンまでごとに4,700円を加算した額
		4トン超5トン以下	18,500円		
		自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）			
		1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円
		1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円
		2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円
		3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1 トンまでごとに6,300円を加算した額
		4トン超5トン以下	25,500円		
		けん引自動車			
		営業用		自家用	
		小型自動車	7,500円	小型自動車	10,200円
		普通自動車	15,100円	普通自動車	20,600円
		被けん引自動車			
		営業用			
		小型自動車		3,900円	
		普通自動車で8トン以下のもの		7,500円	
		普通自動車で8トン超のもの		7,500円に8トンを超える部分1 トンまでごとに3,800円 を加算した額	
自動車税		自家用			
		小型自動車	5,300円		
		普通自動車で8トン以下のもの	10,200円		
		普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円 を加算した額		
		※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加 算した額			
		営業用		自家用	
		1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円
		1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円
		1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円
		バ　ス（三輪の小型自動車を除く。）			
		営業用		自家用	
		一般乗合用		一般乗合用以外	
		30人以下	12,000円	30人以下	26,500円
		30人超40人以下	14,500円	30人超40人以下	32,000円
		40人超50人以下	17,500円	40人超50人以下	38,000円
		50人超60人以下	20,000円	50人超60人以下	44,000円
		60人超70人以下	22,500円	60人超70人以下	50,500円
		70人超80人以下	25,500円	70人超80人以下	57,000円
		80人超	29,000円	80人超	64,000円
軽油引取税					
その他		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種 狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された(平成15年4月16日施行)			

15	16	18	19	20
		制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)		
暫定税率が5年度間延長された				暫定税率が10年度間延長された
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された</p> <p>1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付をする者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>		<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された</p> <p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付をする者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付をする者 8,200円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合には、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年間延長された</p>

税目	年度	21	22	25	26	27
自動車税						
軽油引取税	目的税から普通税に改められた	10年間の暫定税率が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 1キロリットル 32,100円				
その他	自動車取得税が目的税から普通税に改められた	自動車取得税の10年間の暫定措置が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5%	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度延長された	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1	

自動車税環境性能割の導入

平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。

平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとされていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。

※ 非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車税の範囲については、平成31年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行うこととされている。

自動車税環境性能割の導入に伴い、平成31年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

地方消費税

一定税率

消費税額の78分の22
(平成31年10月～)

平成31年10月1日に自動車取得税を廃止。

平成29年11月印刷
平成29年11月発行

平成 28 年 度
徳 島 県 税 務 統 計 書

発 行 徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町1丁目1番地
TEL (088) 621-2079 (直通)
印 刷 (有) 大 氣 堂